

定 款



K Y B株式会社

K Y B 株式会社定款

昭和23年11月13日 制定	昭和48年05月30日 第13次改正	平成15年06月25日 第26次改正
昭和24年11月28日 第1次改正	昭和50年05月30日 第14次改正	平成16年06月25日 第27次改正
昭和25年05月27日 第2次改正	昭和54年06月29日 第15次改正	平成18年06月28日 第28次改正
昭和26年11月28日 第3次改正	昭和57年06月29日 第16次改正	平成19年06月26日 第29次改正
昭和27年05月30日 第4次改正	昭和60年06月28日 第17次改正	平成21年06月24日 第30次改正
昭和28年05月30日 第5次改正	昭和63年06月29日 第18次改正	平成23年06月24日 第31次改正
昭和28年11月28日 第6次改正	平成元年06月29日 第19次改正	平成26年06月25日 第32次改正
昭和32年05月30日 第7次改正	平成04年06月26日 第20次改正	平成27年06月24日 第33次改正
昭和34年05月30日 第8次改正	平成06年06月29日 第21次改正	平成28年06月24日 第34次改正
昭和35年05月28日 第9次改正	平成10年06月26日 第22次改正	平成29年06月23日 第35次改正
昭和36年11月30日 第10次改正	平成11年06月29日 第23次改正	令和03年06月25日 第36次改正
昭和39年11月28日 第11次改正	平成12年06月29日 第24次改正	令和04年06月23日 第37次改正
昭和47年05月30日 第12次改正	平成14年06月26日 第25次改正	

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社はK Y B株式会社と称し、英文ではK Y B C o r p o r a t i o nと表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は本店を東京都港区におく。

(目 的)

第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 自動車用機器、鉄道車両用機器、その他各種輸送用機器およびそれらの装置、部品、付属品の製造・販売
- 2 航空機用機器およびその部品、付属品の製造・販売
- 3 船舶用機器およびその部品、付属品の製造・販売
- 4 各種油圧機器、自動制御機器、省力化機器、およびこれに関するシステム、装置、部品、付属品の製造・販売
- 5 一般機械器具、精密機械器具およびその部品、付属品の製造・販売
- 6 福祉関連機器、環境改善・保護関連機器およびその装置、部品、付属品の製造・販売
- 7 油封装置およびその応用装置の製造・販売
- 8 管工事業および機械器具設置工事業の請負
- 9 コンピュータ装置、電子制御機器およびそれらの付属品の製造・販売
- 10 潤滑油の分析および診断業務
- 11 国際システム規格の審査受託
- 12 損害保険代理業および生命保険募集業
- 13 不動産の売買、賃貸および管理に関する事業
- 14 発電および売電に関する事業
- 15 以上に附帯し、または関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,730 万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 5,730 万株

A種優先株式 125 株

(単元株式数)

第 7 条 当社の普通株式の単元株式数は、100 株、A種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(3) 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章 の 2 A種優先株式

(剰余金の配当)

第 10 条の 2 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）または A種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式 1 株につき第(2)項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

(2) A種優先株式 1 株当たりの A種優先配当金の額は、A種優先株式の払込金額に、配当基準日が 2026 年 3 月末日までに終了する事業年度に属する場合、年率 7.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が 2027 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度に属する場合、年率 8.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が 2022 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。また、配当基準日が 2027 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合、A種優先株式 1 株当たりの A種優先配当金の額は、当該配当基準日が 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 6 月 28 日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率 7.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026 年 4 月 1 日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算により算出される金額とし、当該配当基準日が 2026 年 6 月 29 日から 2027 年 3 月末日までの日となる場合、A種優先株式の払込金額に年率 8.5%を乗じて算出した額の金銭について、2026 年 6 月 29 日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日として日割計算により算出される金額に、2026 年 6 月 28 日が配当基準日となったと仮定した場合に算出される A種優先配当金の額を加えた金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日として A種優先株主または A種優先登録株式質権者に対し剰余金

を配当したときは、A種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (3) ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第(2)項ただし書の規定による控除は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本項において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して実際に支払われた日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2026年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.5%の利率で、当該事業年度が2027年3月末日に終了する事業年度の場合は、2026年4月1日から2026年6月28日までの期間を年率7.5%、2026年6月29日から2027年3月31日までの期間を年率8.5%の利率で、当該事業年度が2027年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.5%の利率で、単利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。当会社は、剰余金の配当を行う場合に、本項に従い累積した不足額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）について、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当として支払う。
- (4) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）および当事業年度A種未払配当金相当額（以下に定義される。）を加えた金額を金銭により分配する。

「前事業年度A種未払配当金相当額」とは、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、A種累積未払配当金相当額に含まれる場合を除く。）をいう。

「当事業年度A種未払配当金相当額」とは、残余財産分配日を剰余金の配当の基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日（ただし、残余財産分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とし、以下本項において同じ。）（同日を含む。）から残余財産分配日（同日を含む。）までの日数につき、第10条の2第(2)項に従って日割計算で算出される優先配当金の額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として実際に支払われた配当（A種累積未払配当金相当額および前事業年度A種未払配当金相当額を除く。）がある場合における当該配当の合計額を控除した金額をいう。

- (2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、前項に係るものを超えて、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第10条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換権))

第10条の5 A種優先株主は、払込期日以降いつでも、当会社に対し、第(4)項に定める数の普通株式の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下「転換請求」という。)ができるものとし、当会社は、当転換請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、第(4)項に定める数の普通株式を交付するものとする。なお、第(6)項に従い、転換請求の効力が発生する日を、以下「転換請求権効力発生日」という。

(2) 当初転換価額は、3,150円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

調整後転換価額	=	調整前転換価額	×	分割前発行済普通株式数
				分割後発行済普通株式数

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

調整後転換価額	=	調整前転換価額	×	併合前発行済普通株式数
				併合後発行済普通株式数

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

調整後転換価額	=	調整前転換価額	×	$\frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新発行株式数}} \times \text{1株当たりの払込金額}$
---------	---	---------	---	--

④当会社を取得をさせることによりまたは当会社を取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件

で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後転換価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③その他、発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日のVWAPの平均値とする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(4) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得と引換えに 交付すべき普通 株式数	=	転換請求に係るA種 優先株式の数	×	(100,000,000円 + A種累積未払配当金相当額 + 前事業年度A種未払配当金相当額 + 当事業年度A種未払配当金相当額)
				転換価額

なお、本項においては、第10条の3第(1)項に定める前事業年度A種未払配当金相当額

および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「転換請求権効力発生日」と読み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

(5) 転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が第(5)項に記載する転換請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 転換に係る制限

本条の他の規定にかかわらず、A種優先株主は、転換請求に基づき交付される普通株式の累計数が2,574,843株(普通株式につき株式の分割、無償割当てまたは併合が行われた場合には、当該株式の分割、無償割当てまたは併合の割合に応じて調整される。)を超えることとなる転換請求を行うことができない。

(8) 米国1956年銀行持株会社法(Banking Holding Company Act of 1956)(以下「BHC法」という。)

本条の他の規定にかかわらず、BHC法の適用を受け、本項および次項に従う旨の書面による撤回不能の通知を当会社に対して行ったA種優先株主(当該通知をしたA種優先株主を、以下「BHC株主」という。)は、その有するA種優先株式について、転換請求後にBHC株主およびその関係会社(BHC法第2条(k)に定める「affiliate」をいう。以下本項において同じ。)が有することとなる普通株式の合計数が発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の4.99%(またはBHC法第4条(k)にかかわらずBHC法第4条(c)(6)により許容される割合が改正によりこれを下回るかもしくは上回る割合に変更された場合には当該割合)を超えることとなる場合には、当該超過部分に対応する転換請求をすることができない。なお、BHC株主は、当会社の普通株式または普通株式の交付を受けることができるその他の証券もしくは権利(普通株式を目的とした新株予約権およびA種優先株式を含む。)を有する関係会社がある場合は、当会社に対して書面により通知しなければならない。

(9) BHC株主からの譲受人

本条の他の規定にかかわらず、BHC株主からA種優先株式を譲り受けた者(以下「特定譲受人」という。)は、その有するA種優先株式について、転換請求をすることができない。ただし、特定譲受人が、以下の(a)から(c)までに定めるBHC株主によるA種優先株式の譲渡によりA種優先株式を譲り受けた場合は、この限りでない。

(a) BHC株主が広く公に行ったA種優先株式の売出し

(b) 特定譲受人を含むいずれの譲受人も、自らまたは他の者と共同して、当会社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の2%以上を取得することができるA種優先株式を譲り受けない譲渡

(c) BHC株主から株式を譲り受けるより前に当会社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の過半数を有する者に対する譲渡

(現金対価の取得条項)

第10条の6 当会社は、2026年6月28日以降、当会社の取締役会が別途定める日(以下「償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して償還日から2週間以上前までに通知を行ったうえで、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、A種優先株式の償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第(2)項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、取得の対象となるA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) A種優先株式1株当たりの償還価額は、100,000,000円にA種累積未払配当金相当額、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第10条の3第(1)項に定める前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還日」と読

み替えて、前事業年度A種未払配当金相当額および当事業年度A種未払配当金相当額を計算する。

(譲渡制限)

第10条の7 A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の併合または分割および株式無償割当て)

第10条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(種類株主総会)

第10条の9 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。

(2) 第12条、第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(3) 第16条第(1)項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(4) 第16条第(2)項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(開催場所)

第12条 当社は、東京都区内または神奈川県相模原市で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

(2) 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

(2) 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を定めることができる。

(3) 取締役社長は当社を代表する。ほかに取締役会の決議によって、前項の役付取締役のなかから当社を代表する取締役を定めることができる。

(相談役および顧問)

第 22 条 取締役会の決議によって、相談役または顧問をおくことができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の規定により取締役会の決議を省略することができる。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報 酬 等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(執行役員)

第 27 条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任することができる。執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の 3 日前までにこれを発するものとする。
ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。

(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(3) 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(2) 未払いの剰余金の配当金には利息をつけない。

第 7 章 買 収 防 衛

(買収防衛)

第 39 条 当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、買収防衛策（当社が発行する株式の大規模な買付行為に対する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入または継続に関する決議を行うことができる。

(2) 当社の株主総会は、前項で決議された買収防衛策の廃止に関する決議を行うことができる。

(3) 前各項に定める決議は、会社法第 309 条第 1 項に規定する決議をもって行う。

(4) 当社は取締役会が必要であると認めたときは、いつでも取締役会の決議をもって、買収防衛策を廃止することができる。

第 8 章 社外取締役および監査役（社外監査役に限らない）の責任免除

(責任限定契約)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および監査役（社外監査役に限らない）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(附則)

1. 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上